

改 正	現 行
<p>【1号】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践しているとともに、女性の活躍応援自主宣言も実施していること。：3点 ※常時雇用する労働者の数が100人以下である場合に限る。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">～建設業の事業所は要チェック～ 常時雇用する労働者の数が101人以上の場合は、本認定制度の審査上の加点は行われませんが、北海道建設部の入札の資格審査では加点されますので、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写しをご提出ください。</p>	<p>【1号】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践しているとともに、女性の活躍応援自主宣言も実施していること。：3点</p>
<p>【15号】ハラスメント防止に向けた法定を上回る取組を実施していること：1点</p>	<p>【15号】ハラスメント防止に向けた取組を実施していること：1点</p>
<p>【23号】次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。：2点 ※常時雇用する労働者の数が100人以下である場合に限る。</p>	<p>【23号】次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。：2点</p>

### 認定グレードの基準変更

■上記の評価基準変更により、常時雇用する労働者の数が101人以上の事業所は最高点が40点から35点になるため以下のとおり、認定グレードの基準を変更する。

(i) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業所

認定段階	認定区分
配点合計が満点40点中5点以上	ホワイト認定
配点合計が満点40点中10点以上	ブロンズ認定
配点合計が満点40点中20点以上	シルバー認定
配点合計が満点40点中30点以上	ゴールド認定

(i i) 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業所

認定段階	認定区分
配点合計が満点35点中5点以上	ホワイト認定
配点合計が満点35点中10点以上	ブロンズ認定
配点合計が満点35点中15点以上	シルバー認定
配点合計が満点35点中25点以上	ゴールド認定